

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○富岡委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 国民民主党の白石洋一です。

子供の命、そして虐待、命があったとしてもその育ちをどう守っていくかということで、現場のお声を聞いてまいりました。その現場のお声をもとに質問させていただきたいと思います。

まず、虐待した親にはそれぞれの原因、理由があると思うんですね。生まれたときというのはもう、かわいい赤ちゃん。でも、どうしてその子に手を出すようになってしまったのか。あるいは、生まれたときから虐待をしてしまう。それなりに理由はあると思うんです。

耳目を集めるのは、新聞に載って、命を失った場合。これは、早く物理的にその親と子供を引き離せということで、その通報がどのタイミングで行われたかとか、警察はどの時点で介入したか、そういう物理的な隔離というのに注意が行くんですけれども、それ以外にもたくさん虐待の事例があって、その虐待一つ一つが子供の育ちを妨げ

ているということを考えれば、その理由を一つ一つ丁寧に拾い上げていく。虐待した親に対して丁寧に聞き取りして調査して、何にストレスを感じてそれに至ってしまったのかということ进行分析して、それから政策につなげていくということが必要だと思うんです。

それは、厚労省の中だけの政策につながらないかもしれない。いろいろな分野に至る、ほかの省庁にかかわるかもしれない。若年出産、低学歴、低賃金、非正規雇用、もう幾ら頑張っても、あがいてもあがいても、そこからは上がれない、こういう社会のあり方まで見直さないといけないものが出てくると思うんです。

そこで、大臣、その事案、虐待の事例を、体制として、制度として聞き取り調査して、それを分析し、政策につなげていく、このような制度は確立されていますでしょうか。

○根本国務大臣 児童虐待の問題、そしてそれについてどう対応していくか。委員がおっしゃられるとおり、やはり、どういう原因で起こったのか、そのきちんとした事実関係あるいは因果関係、原因を含めて、こういうものをきちんと分析した上で必要な施策につなげていく。

これは、これまでも児童虐待については累次の法改正もありますし、我々直近でも四度にわたって政府で累次の対策を各省庁を挙げて打ち出してまいりましたが、その前提には、当然、どういうことで起こったのかという原因を踏まえた上での対応策を練るといふことでやっております。そして、具体的に、例えばこういうことをやっ

ております。過去の児童虐待事例を分析し、そこで明らかになった課題を具体的な対策につなげていく、これは私も今申し上げたように極めて重要であります。

例えば、こうした分析の一環として、社会保障審議会のもの専門委員会において、児童虐待による死亡事例等の検証を行っております。

この検証においては、養育者の心理的、精神的な問題や家庭の地域社会との接触状況などについて把握するとともに、毎年数例、現地ヒアリングを行うなど、個別事例を踏まえた分析を行っております。

このような検証に加えて、虐待を受けた子供の生育歴や家庭状況などについて児童相談所に対して調査を実施するとともに、社会保障審議会のもの専門委員会において、現場の実務に携わる有識者あるいは社会的養護の経験者も含めて議論を行うなど、現場、当事者の声も対策に反映できるように取り組んでおります。

今後、例えば今、死亡事例検証という例を申し上げましたが、保護者の状況などを含めて、虐待の要因等について引き続き分析を深めるとともに、検証結果を踏まえた体制強化等の対応状況をフォローアップするなど、子供の命を守る社会づくりを全力を挙げて進めてまいります。

○白石委員 死亡事例について分析しているということなんですけれども、もちろん、死亡する、命を失うということが一番重大な事案で、当然、その調査分析というのは必要なんですけれども、私が言っているのはそれだけじゃなくて、それ

だとしても物理的に引き離すというところがあるんですけども、もっと根底のところまでその理由を探るためには、虐待事例をもっと広く調べて、それを広く社会に問うて、国民的な議論を巻き起こしていく。審議会で、専門家、有識者だけじゃなくて、国民的な議論を巻き起こしていく、そういうことが必要なんじゃないかなというふうに思うんですけども、御所見があればお願いします。

○根本国務大臣 今、過去の児童虐待の事例を分析するというところで、今、死亡事例等の検証を行っているということで御紹介申し上げました。

例えば、保護者がどうして子供を虐待するのか、これは今までのいろいろな分析を踏まえて、厚生労働省が地方自治体の職員用に作成した「子ども虐待対応の手引き」においては、子供時代に大人から愛情を受けていなかったこと、あるいは生活にストレスが積み重なって危機的状況にあること、社会的に孤立化し、援助者がいないこと、親にとって意に沿わない子、予期せぬ妊娠、愛着形成阻害、あるいは育てにくい子などであることなどのさまざまな要因が複合的に絡み合っただけで起るものとされており。

いずれにしても、児童虐待に対してさまざまな手、対策を打っているわけですが、今回の二つの事案についてもどうしてこういうことが起こったのかということ、現場での検証も踏まえて対策を講じておりますが、そこは、例えば私が今申し上げた、どうして保護者が子供を虐待するのか、これも、やはり虐待をした保護者の意見を聞くな

どを踏まえてこういう分析をしていると考えておりますが、今委員御提案の保護者の意見を聞くべきである、私は、実態、どうしてこういうことが起こったのかは大事だと思えますから、この保護者の意見を聞くべきではないかということについては、どのような手法で把握するかなども含めて、今後、更に検討していきたいと思えます。

○白石委員 システムとして、広く調査して、そしてそれを広く国民、そして他の省庁も巻き込んで政策につなげていくようお願い申し上げます。次の質問ですけれども、今、児相、児童相談所の量の拡大をしようであるとか、あるいは中核市に一つつくるべきだとか、そういう話をしていますけれども、利用者目線からしたらどういうことになるかという、例えば、愛媛県でいったら、今、中予、南予、東予と三つあって、中予というのは松山市、県庁所在地にあるわけですね。それが中核市になりますといっても、利用者としては、松山にあることには間違いはない、それが県の所管になっているか松山市の所管になっているか、余り関係ないわけですね。

重要なのは、利用者の目線というところ、そこで事が全部ちゃんと済むのかということが大事だと思うんです。そこで解決まで導いてくれるのかどうか、そこに行っただけだけれども、これは所管が違うからあっちに行ってくれこっちに行ってくれといって分散してしまう、これがなくなるような児相をつくってほしいというのが利用者の声だと思います。

そこに行ったら、児童相談所、児童福祉司だけ

じゃなくて、ほかの分野の人たちもいる、今の法案でも連携を深めるといっているのはありますけれども、一つの事例としては、大阪に子ども家庭センターとドーンセンターというのがあって、それが非常に、その中に入ったら事が全部済むらしいんですね。先ほどのDV、家庭内暴力なんかも含めて、全部そこで事が済む、専門家がいて、相談に乗ってくれるということでもあります。

そういったものを、都会だけじゃなくて、各県、地方の県にも一つは、県庁所在地ぐらいにはあるべきだと思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 今、委員の方から、虐待とDVへの相談支援、こういうものを一体的に行うべきではないか、こういうお話がありました。

児童虐待防止法において、児童が同居する家庭における配偶者への暴力、これは心理的虐待とされており。また、児童虐待と配偶者からの暴力、DVには一定の関連性があるという調査結果もあります。

その意味で、配偶者への暴力が行われている状況のもとでは、子供への虐待の制止が困難となる場合があるので、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターなどが連携して対応を行うことが重要だと考えています。

実は、それが、支援機関、窓口、これが同一の建物、今の委員の御意見はそういう御意見で、私も同一の建物にあればたしかに利用者にとっても使いやすいという気はいたしますが、同一の建物に集約するか否か、これについては、地域におけ

る支援体制の状況などを踏まえて、これは個々の、それぞれの地方公共団体の判断で実施いただくことになるわけでありますが、国としても連携強化を図ることが重要と考えております。

このため、本法案においては、DV対策との連携強化のために、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、そして、児童相談所は、DV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するように努めるものとする規定を盛り込んでおります。

○白石委員 法案でもありません、大臣おっしゃった関係機関の連携強化のその一つの意味として、ぜひ、各県一つは、物理的にそこで事が全部済むといったことも厚労省として支援していただきたいと要望いたします。

そして、次なんですけれども、実際、虐待事案が出て、これは、司法上の訴追が必要になったとします。そのときに、被害者というのは、つらい思いを何度も思い出して人に話をしないといけないということはやりたくないわけであります。それを、専門家が違うからそれぞれ何回も話すということは避けた方がいい、それは、特に子供の場合は更に大事だと思うんです。それぞれの場所でも度もつらい出来事を話さないといけない、こういう状況ができるだけ精神面の配慮から少なくするというのが必要だと思っております。

精神的な二次被害に遭わないために、司法面接者がワンストップで、その子供、被害を受けた、虐待を受けた子供から話を聞くというふうにする

仕組みがあると思うんですけれども、そのところについて答弁をお願いします。

○保坂政府参考人 御指摘のいわゆる児童虐待事案も含めまして、検察当局におきましては、児童が被害者等である事件につきまして、平成二十七年の十月に最高検、最高検察庁から通知を発出いたしました、それは「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」という通知でございますが、これに基づきまして、警察及び児童相談所との連携強化を進めているところでございます。

そして、児童の負担軽減、そして児童の供述の信用性確保という観点から、警察及び児童相談所の担当者と当該児童からの聴取の方法について担当の検察官が協議を行った上で、そのいずれかの代表者が児童から聴取をするなどのいわゆる代表者聴取というものの取組を進めているところでございます。

件数について御紹介いたしますと、先ほど申し上げた平成二十七年以降でございますが、法務省が把握できている限りで、これまでに合計で一千八百件以上の代表者聴取が実施されているものと承知をいたしております。

○白石委員 代表者聴取というのがあるんだ、千八百件以上ある。ただ、その中で、児童虐待に関する件数というのは、きのうおとこのレクだと把握できていないということなんですけれども、周知徹底ができていないんじゃないかなという気がして、今は検察の方からの答弁でしたけれども、警察、そして児童相談所の職員さんにも、こういう制度があるということをもっと周知していただ

きたいなど。

これは問題提起されて、これで自殺者が出たりして、つらい思いを何度も話さないといけないということでも自殺者も出ているところから何とかならないかと。調べてみたら、代表者聴取というのがありますよ。これは知らなかったという児童福祉司さん、おられます。

ぜひこれを周知していただくということと、そして、代表者というのはどのように決まるのかというのも大事だと思うんですね。

周知徹底と、代表者がどのように決まってくるのか。この点、もしお答えできればお願いします。

○保坂政府参考人 こういった代表者聴取について周知がされていないのではないかと今回お尋ねでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、平成二十七年の十月に最高検から、最高検察庁から通知を発出して以降、先ほど申し上げたように、多くの事件で代表者聴取を実施しておりますほか、検察における研修等で、例えば厚生労働省、警察庁、医療機関からも講師として招いて児童虐待事案に対処するための研修を行いました、あるいは、各地の検察庁における代表者聴取などの三者連携で有益であった事例、好事例の共有というものをやっているなどしていると承知しております。検察の現場におきましては、代表者聴取の取組というのが着実に定着しているものと承知をいたしております。引き続き、児童の負担軽減等の観点からこういった取組を進めていくものと承知をいたしております。

次に、代表者聴取の場面における代表者につい

てどのように決めるのかということをごさいますけれども、これは、私どもが承知しておる限りにおきましては、誰を代表とするかについての一律の基準があるとは承知しておりません。それぞれ個別の事件ごとに、児童相談所、警察及び検察の担当者が協議をして、その事件の内容を踏まえて、児童の負担軽減、そして信用性の確保という観点から、例えば場所も含めて適切な代表者や聴取内容等が選定されているというふうに承知をしているところがございます。

○白石委員 ぜび、被害者が誰であれですけれども、特に子供が被害者の場合は、この制度があるということを知り、更に引き続き徹底していただきたいと思えます。

次は、専門性を高めるということがよく言われるんですけども、この分野は経験というのが非常に大事なんじゃないかなというふうに思います。日ごろ児童に接している、あるいは御家庭に行っている児童福祉司さんの人事ローテーション、やはりなるべく長くそこで職務をし、経験を積んでいただき、そして、その経験を生かして、ほかの職員さんと共有するというのが行われるべきだと思っておりますけれども、さらに、その幹部のところ、例えば児童相談所長であるとか部長であるとか、この幹部のところ、これは都道府県ですから地方公務員になると思うんですけども、そのあたりはやはり通常のローテーション、幹部ローテーション、通常は二年とか三年ぐらいでかわっているようなんですね。

このところを、やはり、モラルが下がらないということには配慮しながらも、なるべく長くそこにいて、現場の職員さんも指導してほしいという要望があるんですけども、大臣、このあたりはいかがでしょうか。

○根本国務大臣 私も委員のおっしゃるとおりだと思います。

児童相談所の職員について、必要な専門性が確保できるよう、計画的な人材確保、育成が図れることが重要で、委員がおっしゃられるように、経験というのは非常に大切だと思えます。

幹部職員を含む児童相談所の職員については、各地方公共団体において採用され、選定されるものであります。児童相談所において組織としての経験も蓄積され、引き継がれるようにする必要がありますと考えています。

このため、都道府県などに通知を發出して、三点申し上げたいと思えますが、幹部職員も含めた個々の児童福祉司等が必要な専門性を確保できるような人事異動サイクルで人材配置を行うこと、将来的に指導、教育的な立場に立つ職員の計画的な育成をすること、積極的に、児童相談所配置経験者の再配置や児童相談所OB職員の再任用などを行うことなどを依頼して、自治体での工夫が進むように取組の周知を行っております。

○白石委員 大臣、趣旨はそのようなことで、更に現場に近いところ、さつきおっしゃった児童福祉司等とか専門職だけじゃなくて、幹部のところについてそのようなことを進めていくと。

総務省に聞きますと、職場にとどまる期間の制

限はないらしいんです。十年でも二十年でも、退職までできる。一応その制限はないということですので、なるべく長く、所長、部長級についてもいて、専門性のあるいは経験を生かしていただきたいということをお願いしたいと思います。

最後の質問で、これはパートさん、非正規雇用の雇用保険の件なんです。ちよつと虐待から離れてしましますが、済みません。

今、雇用保険で、その加入の条件というのは、週二十時間以上の勤務なんです。週二十時間以上の勤務。一方、受給の資格については、月十一日の出勤、月十一日の出勤というのが条件になっているんです。これが一定期間ないといけないということになっていて、そこにそこがあるわけです、物差しの違いがあつて。でも、ほぼほぼ同じでも、谷間に落ちる人が出るというのが今の雇用保険の規定になっているんです。

もうぎりぎりのところですよ。非正規でパートさんのみが念頭にあるんですけども、週二十時間といたら、大体、一日八時間勤務を標準とするならば、週に二・五日間ですね。それが月四週間ということであれば、十日間になるわけです。

さつき言った受給資格というのが月十一日ですから、そこにずれがあつて、そこで谷間が生じて、どういことが起きるかという、雇用保険の保険料はずっと払っているのに、ずっとパートさんとして長く、たとえ十年、二十年働いていたとしても、自己都合で退職するときには受給資格がないということが起きてしまっているわけです。この物差しの違い。

もう一つ問題なのは、パートさんは加入資格週二十時間を上回ったり、下回ったりするぎりぎりのところで勤務しているんですね。上回っているときには保険料を払う、下回っているときには停止してください、実務的に無理です。今月は上回るから払います、今月は下回るから払いません、このスイッチを毎月毎月オン、オフするのは実務上無理だと思うんですね。

この二つの問題。物差しの違いの問題と、そして、上回ったり下回ったり、オン、オフは実務上難しいという点について答弁をお願いします。

○土屋政府参考人 お答え申し上げます。

雇用保険の制度におきましては、御指摘をいただきましたように、まず、適用の場面では、週所定労働時間が二十時間以上の労働者の方々が適用されるといってやっております一方で、基本手当を受給する場合には、離職の日以前の二年間に被保険者期間が十二カ月必要だということが要件になっておりまして、この被保険者期間につきましては、月十一日以上賃金の支払い基礎となる日がある月を被保険者期間として算入する、こういうルールになっているところでございます。

こうした受給資格の要件につきましては、保険制度として運用している中で、原則として、保険料を一定期間以上納付をしているということと前提として加えまして、直近の労働の状況、実態を確認し、これを踏まえて手当を支給するという趣旨からこのような要件を設けているところでございます。

御指摘にあったような個別の事例についてはそ

れぞれ事情をよく精査して検討する必要があるというふうに考えておりますが、御指摘も踏まえまして、適用要件あるいは受給資格要件の設定のあり方については、先ほど申し上げた受給資格要件の趣旨や働き方の実態といったものも踏まえつつ、保険料を御負担いただいている労使が参画をする審議会、労働政策審議会の雇用保険部会におきまして御議論いただきたいというふうに考えているところでございます。

○白石委員 そうですね。これは検討が必要だと思います。さっきおっしゃった、労働の状況を踏まえたとか働き方の実態を踏まえた、その具体的な計測の仕方が、加入のときには週二十時間以上の勤務、一方、受給のときには月十一日以上出勤とこれがズレているということは全くもっておかしいので。加えて、もしこれを平仄を合わせたとしても、パートさんでそれを上回ったり下回ったりするというのはどういうふうに考えていけばいいのかと。

働き方改革で労働時間規制が適用されて、あるいは、厚生年金の加入資格というのやはり労働時間というのが物差しになる。勤務時間管理というのは物すごく大事になるので、そのことによつて、この雇用保険も一つの例として、入ったり入らなかったり、保険料を納めたり納めなかったり、納めたとしても、それが、いざ、解雇のときにはもらえなかったり、こういうことにもなるので、勤務時間管理ということをどのようにしていくかというところもぜひ議論していただきたいと思

これで終わりたいと思います。ありがとうございます。